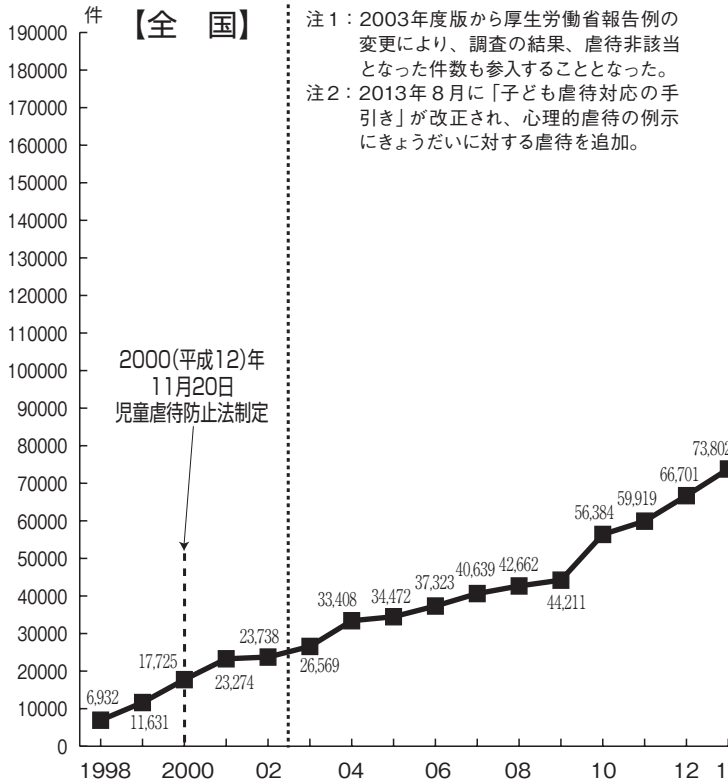


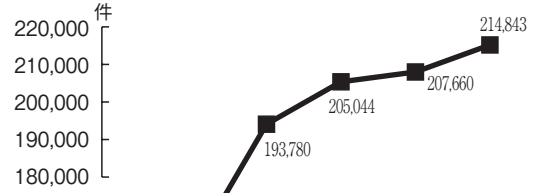
21 子ども虐待 Child abuse

保
護

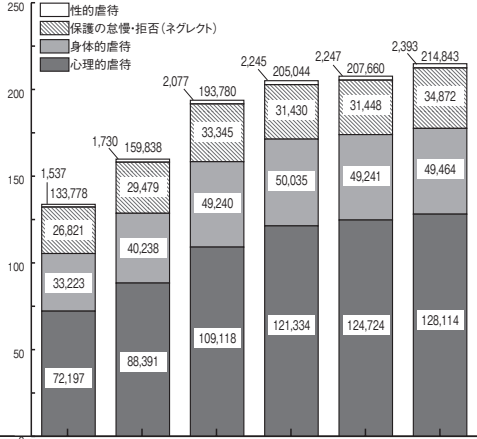
【全国】



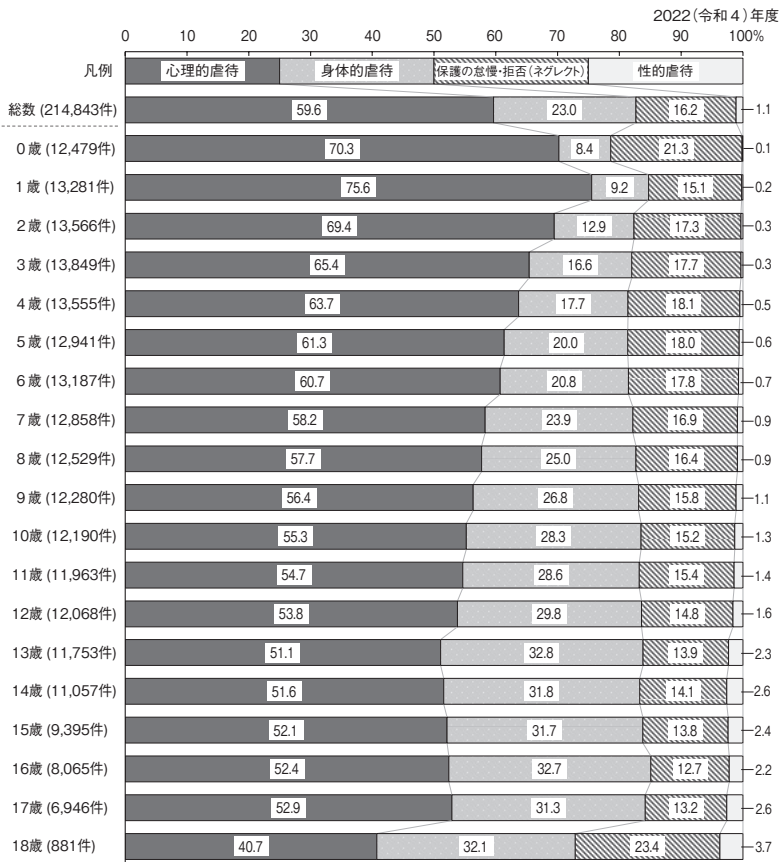
注1：2003年度版から厚生労働省報告例の変更により、調査の結果、虐待非該当となった件数も参入することとなった。
注2：2013年8月に「子ども虐待対応の手引き」が改正され、心理的虐待の例示にきょうだいでいる虐待を追加。



▼21-2：児童虐待の相談種別件数の年次推移



▲21-1：児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次別推移
(こども家庭庁『児童相談所における児童虐待相談対応件数』を基に作成)



◀21-3：児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合 (2022年度)

(21-2、21-3：厚生労働省 令和4年度『福祉行政報告例の概況』より)

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、報道の通り、これまでの調査において多くの自治体が件数を水増ししていたことが問題となっています。調査の基準が曖昧で、例えば、訪問の結果、虐待はなかったとする「非該当」のケースを、児童相談所が動いたという理由でカウントしている自治体もあればカウントしていない自治体もありました。また、同一の児童について、在宅措置から施設入所の措置に変更した時点で2件とする自治体もあれば、継続中の同一ケースとして1件とする自治体もありました。

自治体とすれば、児童相談所の「仕事の数」が職員の配置基準に影響することを考えると、件数を減らすわけにはいかないという心理が働くということも指摘されています。この背景には、時には1人の児童福祉士が100件を超える案件をもたなければならなかったり、連日仕事深夜にまで及んだりする過酷な状況、それによって次々と職員が辞めていく人手不足の問題があります。

これまでの統計が、子どもと家庭の状況を正確に表していないとなると、施策の効果も正確に測れず、適切な手立ても打てません。普通交付税の交付額も適切でなかったことになり、職員配置とともに、報告の仕方によって自治体間に不公平な格差が生じたこととなります。現場にとっては、職員1人の増減が非常に大きな問題です。

厚生労働省は2024(令和6)年9月24日、2023(令和5)年公表の2022(令和4)年度の相談対応件数を、速報値から4,327件下方修正し、21万4,843件としました。2021(令和3)年度以前の報告も、同様の問題があることを把握しているが詳細は把握できていないため、今後改めて各自治体にアンケートを行い、表の訂正を検討していくとしています。同日の報告によれば、47都道府県の内、「2021(令和3)年度以前は記入要領どおりに報告している」とする自治体は4県(未回答5)、指定都市は10都市の回答(未回答15)すべてが「記入要領どおりに報告できなかった年がある」としています。